

大型又は特殊な研究機器を設置する際の留意点（事務局からのお願い）

以下の観点について、施設課又は施設マネジメント室に照会願います。

1. 研究機器の大きさに見合った設置スペースを確保していますか

自らの管理スペース以外に設置（予定含む）する場合、以下の確認をお願いします。

- 1) 各系の専有スペースに設置する場合、各系内の同意を得ていますか
- 2) 各センターの専有スペースに設置する場合、各センター内の同意を得ていますか
- 3) 共同利用スペース又は屋外に設置する場合、施設環境委員会で審議され同意を得ていますか

→ 施設マネジメント室に照会してください

2. 設置した場合の周囲への影響に問題や懸念等はありませんか

自らの管理スペースであっても、周囲に与える影響（騒音、振動、臭気、温湿度、磁場等）によっては以下の確認が必要です。

- 1) 各系内、隣接又は周囲の同意を得ていますか
- 2) 各センター内、隣接又は周囲の同意を得ていますか

3. 施設（建築・電気・機械）的制約に問題や懸念等はありませんか

→ 施設課担当係に照会してください

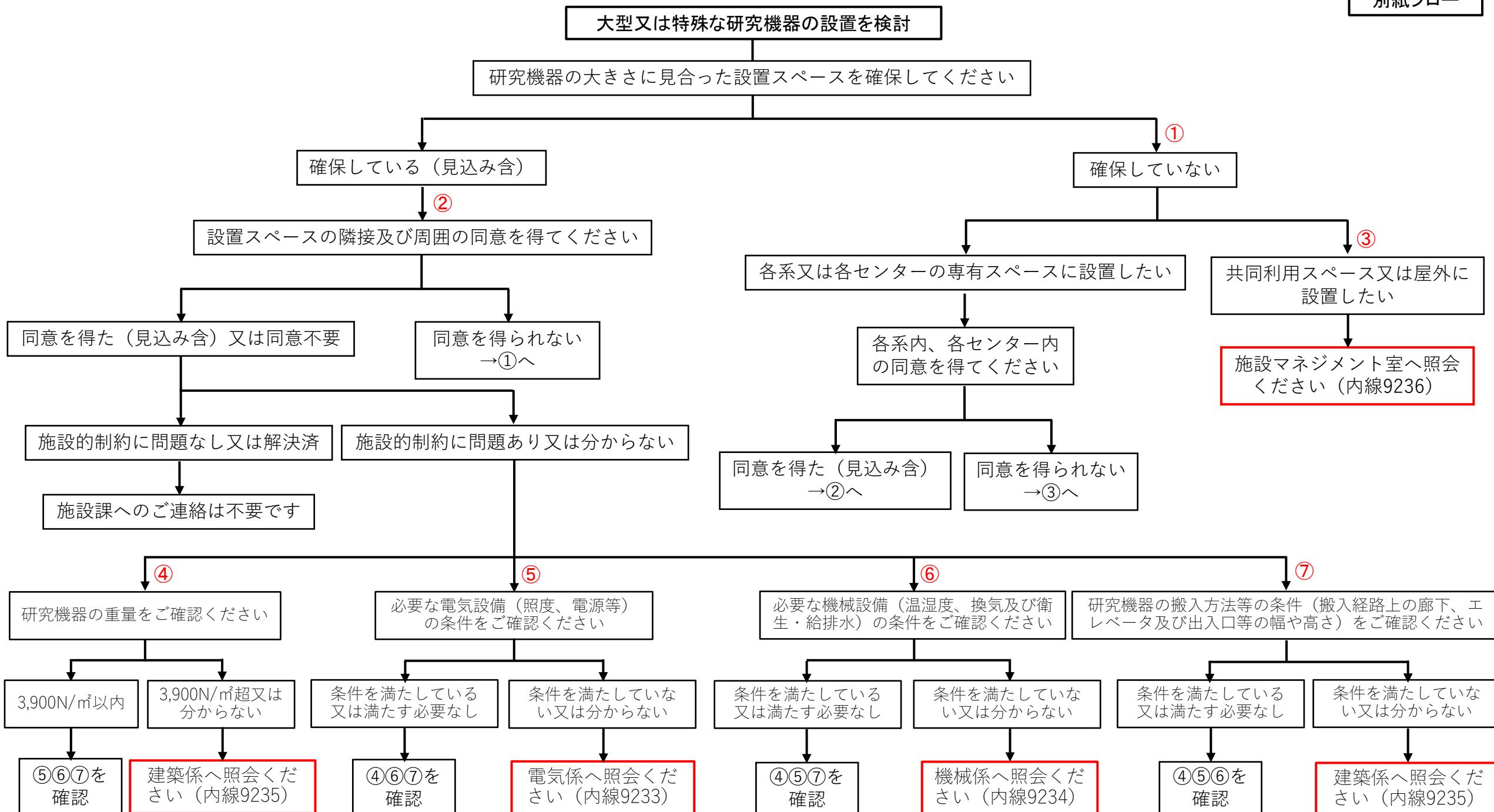
自らの管理スペースであっても、設置する研究機器によっては、以下の確認が必要です。

- 1) 研究機器の重量は建物の構造強度（積載強度は通常3,900N/m²です）の範囲内ですか → 範囲外又は不明な場合、建築係へ照会
- 2) 必要な電気設備（照度、電源等）の条件を満たしていますか → 満たしていない又は不明な場合、電気係へ照会
- 3) 必要な機械設備（温湿度、換気及び衛生・給排水）の条件を満たしていますか → 満たしていない又は不明な場合、機械係へ照会
- 4) 研究機器の搬入方法等の条件について、搬入経路上の廊下、エレベータ及び出入口等の幅や高さの範囲内ですか
→ 範囲外又は不明な場合、建築係へ照会

※ 施設課担当係へ照会後、工事内容、工事期間及び設置費用等について確認しますので、スケジュールに余裕をもってご連絡ください。

※ 上述の制約を解消することが困難な場合には、施設課として「設置することは出来ない」と判断することもあり得ますので、ご承知おきください。

※ この他に各系又は各センター等で独自に取り決めが有る場合には、そちらについても同意を得てください。



※ 研究室等にドラフトチャンバー（局所排気装置）、動力プレス、放射線装置（X線装置等）を設置する場合は、労働基準監督署へ事前届出が必要となります。工事（設置）開始の2カ月前までに、以下担当部署へご連絡ください。

本学で用いる主な機器等	学内において 労基署へ届出を行う部署
局所排気装置 (有機溶剤、鉛、粉じん、特定化学物質) (ドラフトチャンバー、プッシュプル型換気装置、サンドブラスト装置)	総務課人事労務室 福祉・職員係 (内線9926、9206)
動力プレス	
放射線装置 (X線装置等)	产学連携・研究推進課 研究支援係 (内線9278、9281)